



令和元年5月23日

板橋区議会議長 様

特別区競馬組合議会議員  
元 山 芳 行

特別区競馬組合議会について（報告）

このことについて、裏面のとおり報告いたします。

平成 31 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会付議状況

平成 31 年 2 月 18 日開催

議案番号	件 名	要 旨	議決結果等																											
議案第 1 号	平成 30 年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第 2 号)	<p>予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。</p> <p>(収入)</p> <table border="0"> <tr> <td>営業収益</td> <td>補正予定額</td> <td>7,185,078 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>142,667,312 千円</td> </tr> <tr> <td>営業外収益</td> <td>補正予定額</td> <td>36,762 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>260,458 千円</td> </tr> </table> <p>(支出)</p> <table border="0"> <tr> <td>営業費用</td> <td>補正予定額</td> <td>5,934,587 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>138,218,893 千円</td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td>補正予定額</td> <td>34,366 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>376,178 千円</td> </tr> </table>	営業収益	補正予定額	7,185,078 千円		計	142,667,312 千円	営業外収益	補正予定額	36,762 千円		計	260,458 千円	営業費用	補正予定額	5,934,587 千円		計	138,218,893 千円	営業外費用	補正予定額	34,366 千円		計	376,178 千円	原案可決			
営業収益	補正予定額	7,185,078 千円																												
	計	142,667,312 千円																												
営業外収益	補正予定額	36,762 千円																												
	計	260,458 千円																												
営業費用	補正予定額	5,934,587 千円																												
	計	138,218,893 千円																												
営業外費用	補正予定額	34,366 千円																												
	計	376,178 千円																												
議案第 2 号	平成 31 年度特別区競馬組合一般会計予算	<p>第 1 条：総則を定める。</p> <p>第 2 条：業務の予定量を定める。</p> <p>第 3 条：収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。</p> <table border="0"> <tr> <td>(収入)</td> <td>営業収益</td> <td>139,308,969 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業外収益</td> <td>228,836 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別利益</td> <td>3 千円</td> </tr> <tr> <td>(支出)</td> <td>営業費用</td> <td>135,752,331 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業外費用</td> <td>339,822 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別損失</td> <td>7,701 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予備費</td> <td>500,000 千円</td> </tr> </table> <p>第 4 条：資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。</p> <table border="0"> <tr> <td>(収入)</td> <td>資本的収入</td> <td>3 千円</td> </tr> <tr> <td>(支出)</td> <td>資本的支出</td> <td>246,940 千円</td> </tr> </table> <p>第 5 条：一時借入金の限度額を 3,000,000 千円と定める。</p> <p>第 6 条：予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定める。</p> <p>第 7 条：議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定める。</p> <p>第 8 条：たな卸資産の購入限度額を 105,570 千円と定める。</p> <p>第 9 条：重要な資産の取得について定める。</p>	(収入)	営業収益	139,308,969 千円		営業外収益	228,836 千円		特別利益	3 千円	(支出)	営業費用	135,752,331 千円		営業外費用	339,822 千円		特別損失	7,701 千円		予備費	500,000 千円	(収入)	資本的収入	3 千円	(支出)	資本的支出	246,940 千円	原案可決
(収入)	営業収益	139,308,969 千円																												
	営業外収益	228,836 千円																												
	特別利益	3 千円																												
(支出)	営業費用	135,752,331 千円																												
	営業外費用	339,822 千円																												
	特別損失	7,701 千円																												
	予備費	500,000 千円																												
(収入)	資本的収入	3 千円																												
(支出)	資本的支出	246,940 千円																												